

令和6年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

令和7年6月

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、同法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、同法第 19 条の規定に基づき、令和 6 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会に提出するものである。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 令和 6 年度における政策評価の取組」において、令和 6 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和 6 年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

最後に、「Ⅳ 政策評価制度に関する主な経緯」において、平成 9 年度以降の政策評価制度に関する主な経緯を、年度ごとに記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	5
II 令和6年度における政策評価の取組	
1 令和6年度における政策評価の取組-----	6
III 政策評価等に関する計画、令和6年度の実施状況等（政府全体の状況）	
1 各行政機関が行う政策評価-----	9
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	38
IV 政策評価制度に関する主な経緯	
1 政策評価制度に関する主な経緯-----	45

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、令和6年度に評価書が公表されたものである。

ただし、予算成立後に公表することとされている公共事業の新規採択に係る評価等については、令和7年度予算の成立（令和7年3月31日）に伴い、7年4月に公表されたものを含めており、前回報告（令和6年6月4日）に含めたものは除いている。

* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r06houkoku-3.html）に掲載している。

* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html）において、一元的に閲覧・利用することが可能である。

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

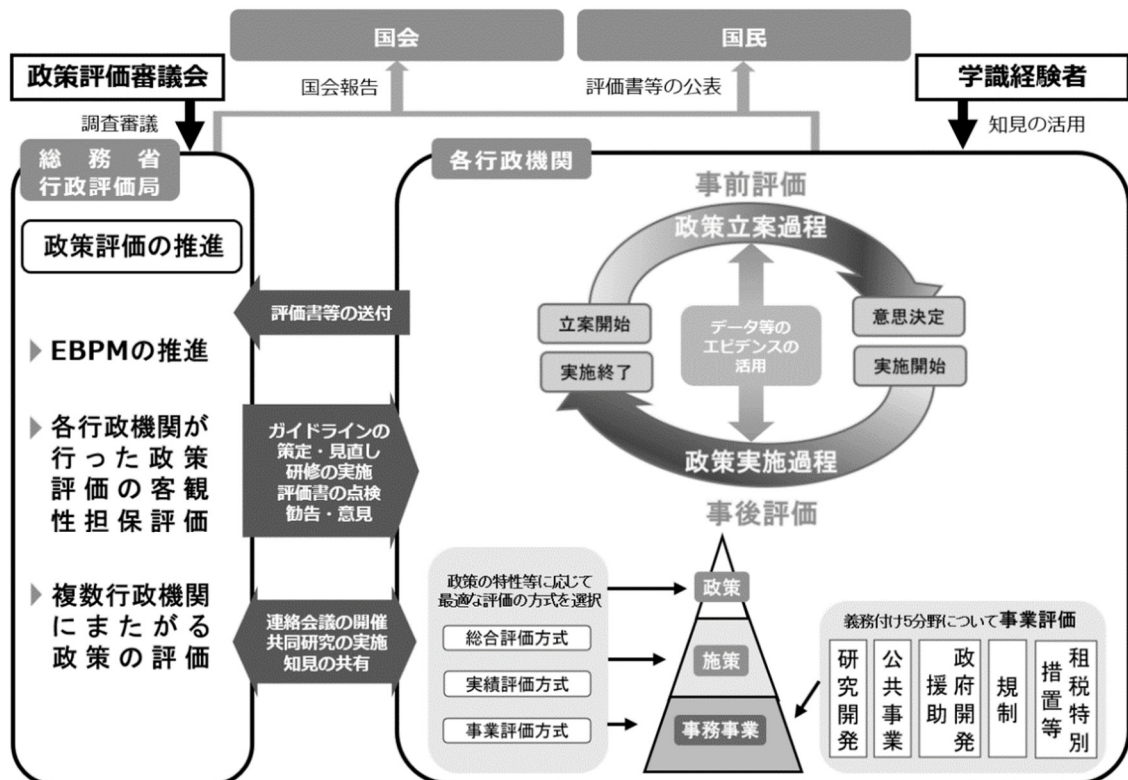
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【IV-1（45ページ以下）参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価結果を当該政策に適切に

反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【Ⅲ-1- (1) -ア (9 ページ以下) 参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【Ⅲ-1- (1) -イ-ア (9 ページ以下) 参照】

(ウ) 事後評価の実施

行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならないこととされており、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものである。

【Ⅲ-1- (1) -イ-イ (9 ページ以下) 参照】

(エ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

(オ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【Ⅲ-1- (3) (13 ページ以下) 参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価結果を政策に反映させるために必要な措置を採るべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【Ⅲ-2- (1) (38 ページ以下) 参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの又は2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【Ⅲ-2- (2) -ア (39 ページ以下) 参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、総務省が当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【Ⅲ-2- (2) -イ (43 ページ以下) 参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価審議会

総務省に設置されている審議会であり、法の規定に基づき、総務大臣は、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）の策定・変更に当たっては、その案をこの審議会の意見を聴いて作成することとされている。

このほか次に掲げる事項について調査審議すること及びこれらの事項に関し、総務大臣に意見を述べることをつかさどっている。

- ・ 政策評価に関する基本的事項
- ・ 統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項
- ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視に関する重要事項

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の基本方針の策定を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度には 3,940 件となった^(注)。平成 21 年度に公共事業の評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の減少等により 2,645 件となって以降は 2,000 件台で推移しており、令和 6 年度は 2,409 件となっている。

(注) 平成 20 年度は、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）以上が経過しているものについての評価）の実施時期が到来したものが多かったことを主要因として、7,088 件となっている。

【IV-1（45 ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降令和 6 年度までに、34 テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

【IV-1（45 ページ以下）参照】

(4) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（平成 22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

【IV-1（45 ページ以下）参照】

2 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、主として、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

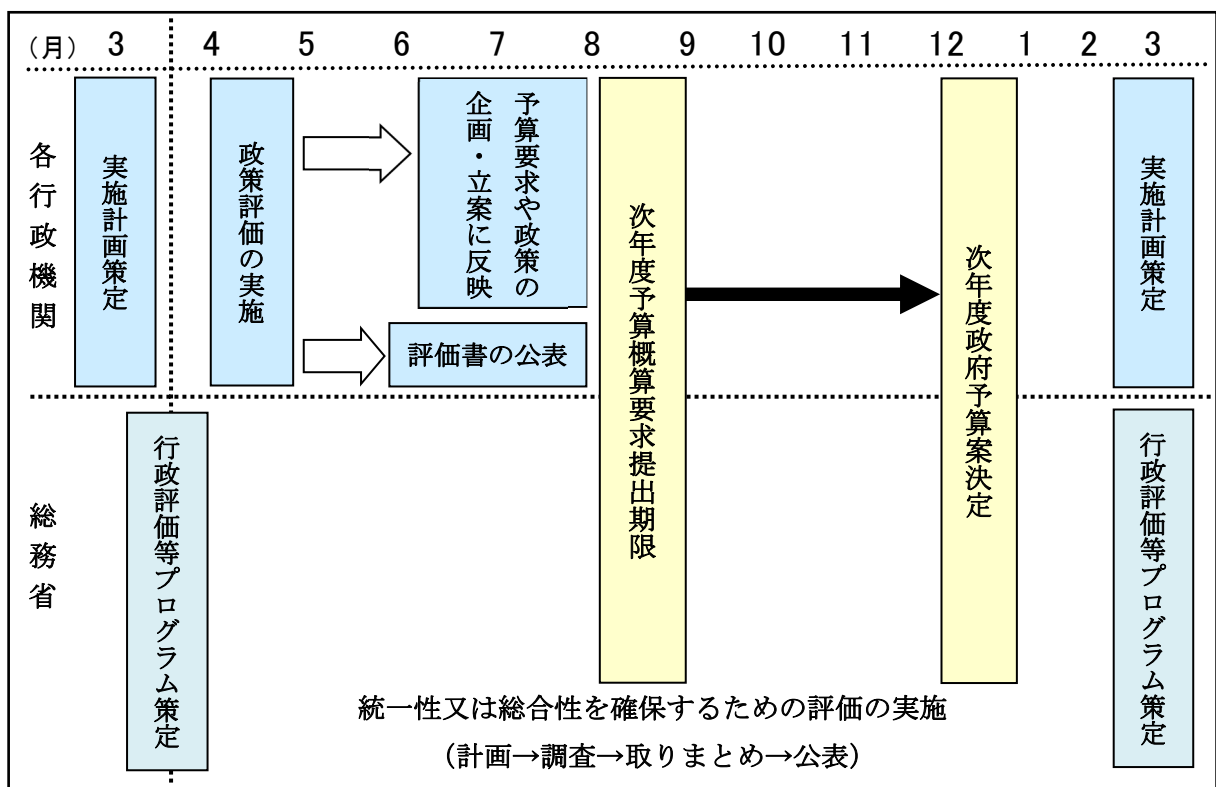
政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限を踏まえ、その多くが実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【Ⅲ-2- (1) (38 ページ以下) 参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



Ⅱ 令和6年度における政策評価の取組

1 令和6年度における政策評価の取組

社会経済の急速な変化に伴い一層複雑化・困難化する課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、これまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効である。そのためには、政策の進捗状況の的確な把握とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくという政策評価の機能を活用し、新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが重要である。

そうした認識から、令和5年3月、基本方針の一部変更を行い、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組み、政策評価により得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用することとし、各行政機関の長が一部変更後の基本方針を踏まえて初めて策定する基本計画の計画期間を試行的取組の期間と位置付けた。これを受け、各行政機関においては新たな評価手法の導入などの創意工夫に取り組んでいる。

総務省は、政策効果の把握・分析手法等についての知見や方法を整理し、「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」（令和6年3月総務省行政評価局策定）として提供するなど、各行政機関の取組を後押ししており、令和6年度においては、以下のような取組を行った。

(1) 各行政機関の個別支援

基本方針の一部変更を踏まえ、各行政機関における政策立案・改善の実務において、政策の特性に応じた政策効果の把握・分析や意思決定過程における活用等を行うことができるよう、新たな政策評価を行う上での工夫や、個別の施策・事業の効果の把握・分析等、各行政機関が直面する課題や悩みについて相談に応じるなど、伴走型で支援を行った。

(2) 実証的共同研究

各行政機関の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各行政機関と共有し、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の実践を後押しするため、平成30年度から各行政機関及び学識経験者と連携して具体的な政策を対象に共同で政策効果の把握・分析を行う実証的共同研究を実施しており、令和5年度からは、これによって得られる知見の多様化のため、地方公共団体とも実施している。6年度は表1の取組を行った。

表1 令和6年度の実証的共同研究の主な取組

(「広島県府中市における府中駅周辺の活性化」に関する研究の概要)

広島県府中市では、同市が府中駅周辺に整備している道の駅や飲食店等の施設を市内外の人たちに利用してもらうことにより、府中駅周辺の活性化を図りたい意向があり、各施設の利用者数等を把握しているが、具体的な利用者の属性等は把握できていない状況であった。このため、令和5年度に人流データ等を用いて、各施設の利用者属性や利用者目線での課題を詳細に把握し、それらを踏まえ、6年度に課題解消に向けた介入方策を実施し、その効果の検証等を行った。具体的には、子育て世帯を応援する公的施設における主な利用者の属性等に着眼し、周りに遠慮して飲食店を利用しづらい傾向がある子連れの利用者に向けた回遊促進策(特典付チラシの配布)を講じることで、子育て世帯の利用を歓迎する飲食店への回遊を促すという介入方策を講じた。

この結果、データサンプルは53人と少ないものの、特典付チラシを見て来訪した利用者の半数以上が、「これまで当該飲食店を利用したことがない者」又は「当該飲食店を知らなかった者」となっており、特典付チラシが当該飲食店への来訪のきっかけになったことが分かった。また、府中市が講じる地域活性化に係る事業のアウトカムや測定指標の適切な設定方法に関して示唆を得るとともに、人流データと行政データを組み合わせた事業の効果分析による知見の蓄積・整理も行った。例えば、人流データは、対象範囲となる人流が小さいとデータのばらつきが大きくなる傾向があることから、施設の利用者、売上高、歩行者通行量などの代替的な指標と組み合わせることで、政策の効果分析をより正確に行えることが分かった。

今後、府中市においては、今回得られた結果も踏まえて、回遊促進策の実施時期や対象飲食店の見直し・拡大などの更なる取組に向けた検討が行われる予定である。また、今回の取組により得られた知見については、EBPMの実践を後押しするため、各行政機関にも共有していく。

詳細は、総務省ホームページ(総務省行政評価局が取り組むEBPM)参照(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html)

(3) EBPM関係の学術論文等の知見の整理・提供

各行政機関が政策の企画立案や評価設計の際に、政策効果の把握・分析手法等に関する知見・ノウハウを活用できるよう、研究成果や学術論文等を基に知見を整理し、各行政機関の政策担当者への解説講義を実施した。

(4) 「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」の改定

「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」について、令和7年1月に以下のような改定を行った。

- ① 令和6年度に各行政機関が工夫して政策評価に取り組んだ事例とその工夫のポイントを整理して追加
- ② 施策・事業の効果の発現状況を的確に把握するための目標や測定指標を設定す

る上でのポイントについて、事業を構成する具体的な活動（広報・普及啓発、施設整備等）ごとに整理していたところ、項目を拡充し、事業の実施主体の観点も加えて再整理するとともに、各項目における実践の手順について、「現状・課題の分析」及び「ロジックモデル^(注)の構築」に加え、「点検・改善」の考え方を追加

(注) ロジックモデルとは、政策課題とその現状に対し、政策手段から政策目的達成までの「経路」(ロジック)を端的に図示化したもの

詳細は、総務省ホームページ（効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン）参照 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000935597.pdf)

Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和6年度の実施状況等
(政府全体の状況)

1 各行政機関が行う政策評価

(1) 政策評価に関する計画の策定状況

ア 基本計画及び実施計画の計画期間

各行政機関は、法第6条第1項において、3年以上5年以下の期間ごとに基本計画の策定が義務付けられており、また、法第7条第1項において、1年ごとに実施計画の策定が義務付けられている。

各行政機関が定める基本計画及び実施計画の計画期間の設定状況については、表1のとおりとなっており、基本計画の計画期間については、5年と定めている機関が19機関、4年以上5年未満と定めている機関が2機関、3年と定めている機関が3機関となっている。また、実施計画の計画期間については、会計年度（4月から翌年の3月まで）としている機関が22機関、その他の期間としている機関が2機関となっている。

イ 政策評価の実施に関する事項

(7) 事前評価

各行政機関は、基本計画において、法第6条第2項第5号に基づき定める事前評価の対象とする政策について、法第9条等で実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等（義務付け5分野））等を定めている。



(イ) 事後評価

各行政機関は、実施計画において、法第7条第2項に基づき事後評価の対象とする政策及びその政策ごとの評価方式について定めている。事後評価の対象とする政策は、各行政機関の任務を達成する上で主要な政策として基本計画に掲げる政策、未着手及び未了の政策並びに実施計画の期間内において事後評価の対象としようとする政策である。

各行政機関の計画の策定状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/fusyou_keikaku.html) 参照

表1 基本計画及び実施計画の策定状況

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
5年	内閣府					←→				
	宮内庁					←→				
	個人情報保護委員会					←→				
	カジノ管理委員会					←→				
	こども家庭庁					←→				
	デジタル庁 ^(注3)					←→				
	復興庁					←→				
	総務省					←→				
	公害等調整委員会					←→				
	法務省					←→				
	外務省					←→				
	財務省					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省					←→				
	農林水産省					←→				
	国土交通省					←→				
	環境省					←→				
原子力規制委員会					←→					
防衛省					←→					
4年以上	金融庁 ^(注4)					←→				
5年未満	公正取引委員会					←→				
3年	国家公安委員会・警察庁					←→				
	消費者庁					←→				
	経済産業省					←→				

(注) 1 本表は、令和6年度における政策評価の実施に係る各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。
 2 「」は基本計画の計画期間、「」は実施計画の計画期間を表す。
 3 デジタル庁については、基本計画の計画期間は令和6年1月から10年12月までであり、実施計画の計画期間は6年1月から12月までである。
 4 金融庁については、基本計画の計画期間は令和4年4月から8年6月までであり、実施計画の計画期間は6年4月から7年6月までである。
 5 各行政機関は、令和5年3月の基本方針の一部変更を踏まえて初めて策定する基本計画の計画期間を試行的取組の期間と位置付け、政策の特性に応じた評価を試行。令和6年度までの主な取組については、「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000935597.pdf)の第1部参照

(2) 政策評価の実施状況

各行政機関が行った政策評価の実施件数及びその対象とした政策については、表2のとおりとなっており、評価実施件数の合計は2,409件である（令和5年度：2,504件）。これを事前評価、事後評価別にみると以下のとおりである。

ア 事前評価

事前評価の実施件数の合計は、869件となっている。

法第9条等で実施が義務付けられている5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を対象としたものは863件となっており、公共事業を対象としたものが487件、規制を対象としたものが158件、研究開発を対象としたものが108件となっている。

イ 事後評価

事後評価の実施件数の合計は、1,540件となっている。

未着手・未了の事業等^(注1)（公共事業、政府開発援助等）を対象としたものが682件、完了後・終了時の事業等^(注2)（研究開発、公共事業等）を対象としたものが490件、実施中の政策（未着手・未了の事業等を除く。）を対象としたものが368件となっている。

(注) 1 「未着手・未了の事業等」とは、政策の決定後5年経過しても着手していない政策（法第7条第2項第2号イ）に基づく事業等、政策の決定後10年経過しても完了していない政策（法第7条第2項第2号ロ）に基づく事業等及び各行政機関が政策決定から完了までの間に評価を実施した事業等である。以下同じ。

2 「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策に基づく事業等である。以下同じ。

表2 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

(単位：件)

行政機関名	事前評価					事後評価					合計								
	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	小計	実施中の政策（未着手・未了を除く。）	研究開発	公共事業		政府開発援助	未着手・未了	研究開発	公共事業	政府開発援助	完了後・終了時	小計	
								一般分野	規制	租税特別措置等			研究開発	公共事業		研究開発	公共事業		一般分野
内閣府	0	0	0	5	7	0	12	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0		12
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	0	0	0	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	8	0	0	8	9	27	0	0	0	0	0	0	0	0	36	
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
金融庁	0	0	0	24	1	0	25	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	18	
消費者庁	0	0	0	1	0	0	1	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	
こども家庭庁	0	0	0	1	0	0	1	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	1	0	0	17	6	0	24	6	10	0	0	0	0	0	5	0	0	21	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	0	0	0	0	0	0	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	4	10	
外務省	0	0	45	0	0	0	45	6	0	0	0	0	0	0	0	222	0	28	
財務省	0	0	0	1	0	0	1	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	35	
文部科学省	7	0	0	2	0	0	9	13	6	1	0	0	0	0	0	0	0	20	
厚生労働省	27	0	0	31	8	0	66	18	32	0	0	0	0	298	0	0	0	348	
農林水産省	2	192	0	5	10	0	209	15	9	0	0	2	111	0	0	88	0	225	
経済産業省	15	1	0	13	22	0	51	7	9	3	0	2	0	0	0	0	0	21	
国土交通省	45	294	0	37	10	0	386	3	32	1	2	543	0	31	64	0	0	676	
環境省	0	0	0	10	1	0	11	27	2	3	0	0	0	0	0	0	0	32	
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
防衛省	11	0	0	8	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	
計	108	487	45	158	65	6	869	220	140	8	4	656	22	334	152	4	1,540	2,409	
				863					368			682			490				

(注) 1 「事前評価」については、法第9条等の規定により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施したものが含まれる。以下表3において同じ。
2 「事前評価」及び「事後評価」の「規制」欄について、一つの評価書で複数の評価が行われている場合は、当該複数の評価の数を実施件数として計上した。以下表3において同じ。また、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、各行政機関の内訳を合計した数と「計」欄の数は一致しない。
3 「一般分野」とは、法等において事前評価が義務付けられている5分野（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を除くものをいう。以下同じ。

(3) 政策評価の結果の政策への反映状況

各行政機関が行った政策評価の結果の政策への反映状況については、表3のとおりとなっている。

ア 事前評価

事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしており、このうち予算要求に反映したものは、136件となっている。

イ 事後評価

事後評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、評価対象とした施策・事業の改善等を実施することとしたものが88件、これまでの取組を継続することとしたものが962件となっており、これらのうち、予算要求に反映したものが252件、機構・定員要求に反映したものが49件となっている。

一般分野の政策を対象とした評価(220件)及び未着手・未了の事業等(公共事業、政府開発援助等)を対象とした評価(682件)の結果の政策への反映状況は、以下のとおりである。

(7) 一般分野の政策を対象とした評価

一般分野の政策を対象とした評価については、評価対象とした施策・事業の改善等を実施することとしたものが56件、これまでの取組を継続することとしたものが164件となっており、これらのうち、予算要求に反映したものが198件となっている。

(4) 未着手・未了の事業等を対象とした評価

未着手・未了の事業等を対象とした評価については、評価対象とした事業の改善等を実施することとしたものが32件、これまでの取組を継続することとしたものが650件となっており、これらのうち、予算要求に反映したものが54件となっている。

また、評価対象とした事業を休止又は中止することとしたものは、表4のとおり、1行政機関の1事業であり、総事業費は約60億円、残事業費は約56.2億円となっている。

なお、法が施行された平成14年度から令和6年度までの23年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表5のとおり、合計334事業、総事業費の合計は約5兆7,420億円となっている。

表3 政府全体の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	108	487	45	158	65	6	869
予算要求への反映	71	14	45	0	0	6	136
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	0	0	2

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	220	140	8	682	1,050	490	1,540
施策・事業の改善等を実施	56	0	0	32	88		
施策・事業の改善	55	0	0	31	86		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	1	0	0	1	2		
これまでの取組を継続	164	140	8	650	962		
予算要求への反映	198	0	0	54	252		
機構・定員要求への反映	49	0	0	0	49		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事前評価」及び「事後評価」のうち「規制」の件数は、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、表3-1から3-21までを合計した数とは一致しない場合がある。
 3 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 4 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 7 宮内庁、復興庁及び公害等調整委員会は、令和6年度の評価対象政策がないため、行政機関別の表は作成していない。
 8 各行政機関における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r06houkoku-3.html）参照

表3-1 内閣府の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	5	7	0	12
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	9	3	0	0	12	0	12
施策・事業の改善等を実施	1	0	0	0	1	/	
施策・事業の改善	1	0	0	0	1		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	8	3	0	0	11		
予算要求への反映	9	0	0	0	9		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992143.pdf）参照

表3-2 公正取引委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	3	0	0	3
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	3	0	0	0	3	0	3
施策・事業の改善等を実施	3	0	0	0	3	/	
施策・事業の改善	3	0	0	0	3		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	3	0	0	0	3		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992144.pdf）参照

表3-3 国家公安委員会・警察庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	8	0	0	8
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	9	27	0	0	36	0	36
施策・事業の改善等を実施	9	0	0	0	9	/	
施策・事業の改善	9	0	0	0	9		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	27	0	0	27		
予算要求への反映	9	0	0	0	9		
機構・定員要求への反映	6	0	0	0	6		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992145.pdf）参照

表3-4 個人情報保護委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	5	0	0	0	5	0	5
施策・事業の改善等を実施	2	0	0	0	2	/	
施策・事業の改善	2	0	0	0	2		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	3	0	0	0	3		
予算要求への反映	5	0	0	0	5		
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	2		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992146.pdf）参照

表3-5 カジノ管理委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	1	0	0	0	1	0	1
施策・事業の改善等を実施	0	0	0	0	0	/	
施策・事業の改善	0	0	0	0	0		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	1	0	0	0	1		
予算要求への反映	1	0	0	0	1		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992147.pdf）参照

表3-6 金融庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	24	1	0	25
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	15	3	0	0	18	0	18
施策・事業の改善等を実施	0	0	0	0	0	/	
施策・事業の改善	0	0	0	0	0		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	15	3	0	0	18		
予算要求への反映	12	0	0	0	12		
機構・定員要求への反映	5	0	0	0	5		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992148.pdf）参照

表3-7 消費者庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	33	0	0	0	33	0	33
施策・事業の改善等を実施	2	0	0	0	2		
施策・事業の改善	1	0	0	0	1		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	1	0	0	0	1		
これまでの取組を継続	31	0	0	0	31		
予算要求への反映	32	0	0	0	32		
機構・定員要求への反映	9	0	0	0	9		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992149.pdf）参照

表3-8 子ども家庭庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	8	1	0	0	9	0	9
施策・事業の改善等を実施	4	0	0	0	4	/	
施策・事業の改善	4	0	0	0	4		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	4	1	0	0	5		
予算要求への反映	8	0	0	0	8		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992150.pdf）参照

表3-9 デジタル庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	4	0	0	0	4	0	4
施策・事業の改善等を実施	2	0	0	0	2	/	
施策・事業の改善	2	0	0	0	2		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	2	0	0	0	2		
予算要求への反映	4	0	0	0	4		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992151.pdf）参照

表3-10 総務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	1	0	0	17	6	0	24
予算要求への反映	1	0	0	0	0	0	1
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	6	10	0	0	16	5	21
施策・事業の改善等を実施	6	0	0	0	6	/	
施策・事業の改善	6	0	0	0	6		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	10	0	0	10		
予算要求への反映	6	0	0	0	6		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992152.pdf）参照

表3-11 法務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	6	6
予算要求への反映	0	0	0	0	0	6	6
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	3	3	0	0	6	4	10
施策・事業の改善等を実施	3	0	0	0	3	/	
施策・事業の改善	3	0	0	0	3		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	3	0	0	3		
予算要求への反映	3	0	0	0	3		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992153.pdf）参照

表3-12 外務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	45	0	0	0	45
予算要求への反映	0	0	45	0	0	0	45
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	6	0	0	22	28	0	28
施策・事業の改善等を実施	1	0	0	0	1	/	
施策・事業の改善	1	0	0	0	1		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	5	0	0	22	27		
予算要求への反映	6	0	0	22	28		
機構・定員要求への反映	6	0	0	0	6		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992154.pdf）参照

表3-13 財務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	30	5	0	0	35	0	35
施策・事業の改善等を実施	0	0	0	0	0	/	
施策・事業の改善	0	0	0	0	0		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	30	5	0	0	35		
予算要求への反映	18	0	0	0	18		
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	2		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992155.pdf）参照

表3-14 文部科学省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	7	0	0	2	0	0	9
予算要求への反映	7	0	0	0	0	0	7
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	0	0	2

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・未了の事業等（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別措置等				
評価実施件数	13	6	1	0	20	0	20
施策・事業の改善等を実施	7	0	0	0	7	/	
施策・事業の改善	7	0	0	0	7		
施策・事業の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	6	6	1	0	13		
予算要求への反映	13	0	0	0	13		
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	2		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992156.pdf）参照

表3-15 厚生労働省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	27	0	0	31	8	0	66
予算要求への反映	27	0	0	0	0	0	27
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	18	32	0	0	50	298	348
施策・事業の改善等を実施	2	0	0	0	2	/	
施策・事業の改善	2	0	0	0	2		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	16	32	0	0	48		
予算要求への反映	16	0	0	0	16		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992157.pdf）参照

表3-16 農林水産省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	2	192	0	5	10	0	209
予算要求への反映	2	6	0	0	0	0	8
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	15	9	0	113	137	88	225
施策・事業の改善等を実施	3	0	0	31	34		
施策・事業の改善	3	0	0	31	34		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	12	9	0	82	103		
予算要求への反映	14	0	0	22	36		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992158.pdf）参照

表3-17 経済産業省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	15	1	0	13	22	0	51
予算要求への反映	15	1	0	0	0	0	16
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	7	9	3	2	21	0	21
施策・事業の改善等を実施	7	0	0	0	7	/	
施策・事業の改善	7	0	0	0	7		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	9	3	2	14		
予算要求への反映	7	0	0	0	7		
機構・定員要求への反映	7	0	0	0	7		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992160.pdf）参照

表3-18 国土交通省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	45	294	0	37	10	0	386
予算要求への反映	8	7	0	0	0	0	15
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	3	32	1	545	581	95	676
施策・事業の改善等を実施	3	0	0	1	4		
施策・事業の改善	3	0	0	0	3		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	1	1		
これまでの取組を継続	0	32	1	544	577		
予算要求への反映	0	0	0	10	10		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992161.pdf）参照

表3-19 環境省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	10	1	0	11
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	27	2	3	0	32	0	32
施策・事業の改善等を実施	1	0	0	0	1	/	
施策・事業の改善	1	0	0	0	1		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	26	2	3	0	31		
予算要求への反映	27	0	0	0	27		
機構・定員要求への反映	4	0	0	0	4		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992163.pdf）参照

表3-20 原子力規制委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	5	3	0	0	8	0	8
施策・事業の改善等を実施	0	0	0	0	0	/	
施策・事業の改善	0	0	0	0	0		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	5	3	0	0	8		
予算要求への反映	5	0	0	0	5		
機構・定員要求への反映	4	0	0	0	4		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992164.pdf）参照

表3-21 防衛省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	11	0	0	8	0	0	19
予算要求への反映	11	0	0	0	0	0	11
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
施策・事業の改善等を実施	0	0	0	0	0	/	
施策・事業の改善	0	0	0	0	0		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	0	0	0	0		
予算要求への反映	0	0	0	0	0		
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0		

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000992165.pdf）参照

表4 令和6年度に休止又は中止することとした公共事業

(単位：億円)

公共事業名	個別事業名	分類	総事業費	残事業費
国土交通省1事業				
ダム事業（補助事業等）	水無瀬生活貯水池事業	中止	60.0	56.2
合計	1事業	—	60.0	56.2

(注) 総事業費及び残事業費は、1,000万円未満を切り捨てて記載している。

表5 公共事業等の休止又は中止事業数及び総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費（単位：億円）)

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
27	—	4 (251)	1 (27)	—	3 (923)	8 (1,201)
28	1 (10)	—	—	—	1 (1,717)	2 (1,727)
29	—	—	—	—	—	—

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
30	1 (18)	1 (24)	—	—	—	2 (42)
令和 元	2 (208)	2 (64)	—	—	—	4 (271)
2	1 (370)	—	—	—	—	1 (370)
3	1 (629)	2 (89)	—	—	1 (47)	4 (765)
4	1 (17)	1 (25)	1 (17)	—	—	3 (59)
5	1 (35)	—	—	—	—	1 (35)
6	—	—	—	—	1 (60)	1 (60)
合計	19 (2,689)	48 (5,996)	52 (1,274)	14 (4,273)	201 (43,190)	334 (57,420)

- (注) 1 総事業費は、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄（右欄）に記載された金額は一致しない場合がある。
- 2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額としている。
- 3 平成25年度における国土交通省の10事業のうち1事業は、事業全体の一部（整備計画区間から既成区間を除いた区間）が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。
- 4 平成26年度における国土交通省の1事業は、実施計画調査段階であり、事業の具体的な内容の検討を行っていた状況であったため、総事業費については未定であったことから、総事業費は計上していない。
- 5 平成28年度における国土交通省の1事業は、渇水対策容量をダムで確保する案（A案：1,717億円）及び渇水対策容量を近隣の湖で確保する案（B案：1,311億円）の二つの案を検討対象としてダム検証を行ったが、本表ではA案における総事業費を記載している。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(1) 政策の評価に関する計画

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第 1 項）とともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第 2 項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされ、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、令和 6 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、表 6 のとおり定め、「令和 6 年度行政評価等プログラム」に掲載し、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

表6 総務省が行う政策の評価に関する計画の主な規定内容

① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要がある政策について積極的に実施する。 また、EBPM推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実強化を図る。 ○ 政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。 ② 各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善の検討状況も踏まえつつ、点検の見直し・改善の検討を行う。
② 令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統一性又は総合性を確保するための評価 <ul style="list-style-type: none"> ア 令和 5 年度から引き続き実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活エリアにおける交通安全対策
③ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。 ○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。 ○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。

なお、総務省は、法第 13 条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度見直し・改定を行っており、令和 7 年度以降の 3 年間の計画については、「令和 7 年度行政評価等プログラム」に掲載し、公表している。また、これらについては、総務省ホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html）

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価として令和 5 年度に評価結果を取りまとめた「不登校・ひきこもりのこども支援」については、表 7 のとおり、評価結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

このほか、「生活道路における交通安全対策」については、表 8 のとおり、評価を実施中である。

表7 評価結果の政策への反映状況等

テーマ名	不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：令和 5 年 7 月 21 日)
関係行政機関	文部科学省
<p>○ 評価の観点</p> <p>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成 29 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）等に基づく不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が、実際の支援の場において定着しているか、関係機関等が連携して支援策を検討する取組が、個々の児童生徒の状況に応じた支援につながっているかという観点から総体としてどの程度効果を上げているかを検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施</p>	
<p>○ 評価結果の概要</p> <p>(1) アセスメント（不登校児童生徒の状況把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査した小中学校全校（28 校）で教育相談体制を整備し、相談方法を周知 ・ 児童生徒やその保護者へのアンケートで、学校に対して相談しづらかったと回答した者が一定数存在 ・ 相談体制を整えるだけでは「相談のしづらさ」等が改善できるとは限らず、別途のアプローチが必要 ⇒ 学校においては、個々の児童生徒・保護者の状況に応じ、相談しやすい環境を整える工夫の検討・実践を続けていくことが期待される。 <p>(2) 個々の児童生徒の支援策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 9 割の学校が公的機関の情報を提供していたが、民間施設の情報を提供していたのは約 3 割。一方、保護者の約 7 割は民間施設の情報提供を要望 ・ 約 8 割の学校は国の方針（登校という結果のみを目標としない）を保護者等に周知。一方、国の方針を知らない保護者は約 6 割 ・ 多忙な個々の教職員や学校のみによる対応には限界 ⇒ 学校や教育委員会等は、国の方針を支援の前提として共有しつつ、児童生徒や保護者が求める支援内容を把握し、必要に応じて民間施設の情報やそれらについて相談できる環境等を提供する取組が求められる。 <p>(3) フォローアップ（学校外の支援施設に通う児童生徒の活動等の把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校外の支援施設に通う児童生徒が在籍している全校（28 校中 22 校）で児童生徒の学習活動の状況等を継続して把握。一方、学校外の支援施設等からは、業務多忙等を背景に、教職員によってはフォローアップの対応に差があるとの意見あり ・ 約 8 割の保護者が「学校が気にかけてくれた」、「要望を伝える機会があった」と回答。一方、児童生徒や保護者からは学校の関与を望む意見や、望まない意見など様々 ・ 児童生徒がどのような関与を求めているかにも配慮しつつ、フォローアップに取り組んでいくことが重要 ⇒ 学校においては、「チーム学校」による対応を進めるなどにより、児童生徒に寄り添った支援策となっているか振り返りつつ、フォローアップに取り組んでいくことが 	

期待される。

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>本政策評価では、不登校児童生徒の支援に当たり、例えば、教育相談体制の整備や学校外施設の支援情報の提供、フォローアップの実施など、支援する側として対応できていると考えているものでもあっても、支援を受ける側としては、相談しづらい、民間施設の支援情報を知りたい、教職員によってフォローアップの取組に温度差があるなど、支援とそれに対する受け止めにギャップがあることについての気付きを得ることができた。</p> <p>このため、支援を受ける側の要望を丁寧に把握していくことが、より効果の高い支援につながっていくと考えられることから、文部科学省は、学校等の支援の場において上記のギャップが生じていることを踏まえて、今後の支援施策の推進を図っていくことが望まれる。</p>	<p>○ 令和5年7月31日に不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について地方公共団体等に事務連絡を発出し、教育委員会が管内の教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等の民間施設等に関する情報を整理し、保護者に提供するための情報提示様式例を周知したほか、文部科学省ホームページにおいて公表した。くわえて、公表後は地方公共団体等に対し同様式例について説明する場を設ける等、周知の徹底を図った。また、各教育委員会が不登校児童生徒の保護者の必要とする、相談窓口や学校以外の学びの場・居場所等に係る情報をまとめ、ホームページ等で周知しているかについて調査を行った。</p> <p>○ 令和5年10月17日に策定した「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」に基づき、個々の児童生徒・保護者の状況に応じ、相談しやすい環境を整えるため、5年3月に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を前倒しし、5年度補正予算に以下に係る経費を計上した。</p> <ul style="list-style-type: none">支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者に対する相談窓口を新たに開設する等教育支援センターが不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う「教育支援センターの総合的拠点機能形成に関する調査研究」1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を目指し、各学校設置者における導入を推進する「1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進に関する調査研究」スクールカウンセラーによる心理的ケアとスクールソーシャルワーカーによる福祉的支援を複合的に実施することにより、不登校長期化の未然防止、いじめ事案の解消を推進するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実に関する補助事業 <p>○ くわえて、令和6年度予算においてもスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について、基礎配置に加えて、1万校に対して重点配置として配置時間の拡充を行えるよう経費を計上した。</p> <p>○ また、令和5年度の委託事業において、不登校児童生徒本人や保護者のニーズを把握すること等を目的とした調査を実施し、その結果を5年度末に公表した。調査の結果を踏まえ、「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の要因に関する質問項目や調査方法を見直すとともに、回答に当たっては、本人や保護者、スクールカウンセラー等への確認を推奨することとした。</p> <p>○ 令和6年9月、不登校児童生徒への支援について各教育委員会が作成した地域の相談支援機関等に関する情報を</p>

	<p>文部科学省ホームページにおいて公表した。今後も保護者等のニーズを踏まえつつ、定期的に各教育委員会に情報の提供依頼を行うなど、内容の充実を図る予定である。また、保護者等に必要な情報が届くよう、上記ホームページにおける公表に加え、各種SNSでも周知を行った。</p> <p>○ 令和5年度補正予算において計上した「教育支援センターの総合的拠点機能形成に関する調査研究」及び「1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進に関する調査研究」を6年度に実施（繰り越して執行）した。今後、地域の総合的拠点機能を有する教育支援センターのモデルや「心の健康観察」を導入した好事例などを取りまとめ、これらの取組が全国で展開されるよう各教育委員会等に周知する予定である。</p> <p>○ 令和6年度補正予算において、不登校や不登校傾向にある児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないように、保護者を対象とした相談支援を行うとともに、不登校や不登校傾向にある児童生徒やその保護者に対し、学校内外の学びの場や支援機関、相談先等の不登校支援等に係る情報を効果的に伝えるための検討等に必要な経費を確保し、教育委員会等の取組を支援する予定である。</p> <p>○ 令和7年度予算において、以下の教育委員会等の取組の支援に必要な経費を計上した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について、基礎配置に加えて、不登校・いじめ対策に係る重点配置校数を拡充するなど、教育相談体制の更なる充実 ・ 家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対し、学びや必要な支援につなげるための家庭訪問を行うなど、教育支援センターがアウトリーチ支援を実施するために必要な支援員の配置 <p>○ 上記の取組のほか、各地域・学校における不登校・いじめ対策の実施状況をアンケート、ヒアリング等により調査・分析し、対策ごとの効果・課題を整理することによって、更なる不登校・いじめ対策の充実につなげるとともに、優れたモデルとなり得る事例を収集・展開する予定である。</p>
--	---

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。
- 2 「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（令和6年6月4日）以降、令和7年3月31日現在までに関係行政機関が採った措置である。
- 3 評価結果の詳細は、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_230721000167008.html）参照

表8 評価を実施中のテーマ

テーマ名	評価計画の概要
生活道路における交通安全対策に関する政策評価（総合性確保評価）	<p><目的></p> <p>○ 交通安全対策については、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）が交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「交通安全基本計画」を5</p>

価)	<p>年ごとに策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察庁、国土交通省等の関係省庁は、上記計画を踏まえ、道路交通法（昭和35年法律第105号）や道路法（昭和27年法律第180号）等に基づく各種の交通安全施策を推進しており、これらの成果もあり、道路交通に係る事故件数は減少傾向にある。 ○ この道路交通に係る事故件数について、主として地域住民の日常生活に利用される「生活道路」とそれ以外の「幹線道路」に区分してみると、前者は後者に比べて交通事故件数の減少幅が小さくなっており、また、我が国は、歩行中・自転車乗用中の死者数の割合が諸外国と比べて高く、全交通事故死者数の約半分を占め、そのうち約半数が自宅から500m以内の身近な生活空間で発生している。 ○ このような状況を踏まえ、「第11次交通安全基本計画」（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）では、交通安全対策で重視すべき視点として、「生活道路における安全確保」が挙げられ、関係省庁により交通安全施設等の整備、交通規制、通学路の合同点検などの施策が推進されている。 ○ この政策評価は、生活道路における交通安全に関する政策について、市区町村ごとに、現場において実施されている交通安全対策の違いが生活道路での交通事故件数の減少とどのように関係しているか等を分析・評価し、事故の減少に向けてより効果的・効率的な取組が進められるよう、同対策の内容や取組方法などの検討に資するために実施するものである。 <p><調査等対象機関> 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、文部科学省、国土交通省、都道府県公安委員会（都道府県警察）、都道府県、市区町村、市区町村教育委員会、関係団体等</p>
----	--

(注) 行政評価等計画の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansu_in/keikaku.html) 参照

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、令和6年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表9のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表9 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

【規制に係る政策評価の点検】

○ 目的

規制に係る政策評価の点検は、各行政機関における規制の政策評価の実施状況を把握し、改善に向けた具体的な手法の提示や推奨事例の横展開による評価の質の向上を図るとともに、規制の政策評価全般の更なる改善に向けた検討に資することを目的に実施するものである。

○ 点検活動の概要

法令により新設・改廃される規制に関し、各行政機関が令和5年度に実施した規制の政策評価185件（事前評価139件、事後評価46件）のうち、政策評価の実施が義務付けられている177件（事前評価132件、事後評価45件）について点検を実施し、7年2月27日に点検結果を各行政機関に通知・公表した。

○ 点検結果の概要

点検に当たっては、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月28日一部改正）を踏まえ^(注)、規制の政策評価を行う際に重点的に取り組むべき項目（効果及び負担の定量化等）を設定し、その実施状況を中心に確認した。点検では、事前評価において遵守費用が定量化されたものは88件中33件にとどまるなど、定量化されていないものがみられた。定量化されていないものの中には、規制の対象者や対象物の規模・構造等が異なるなどとして、定性的に記載しているものがみられた。

また、規制手段を選択することの妥当性を説明する観点から必要な「他の規制手段との比較」及び「非規制手段との比較」の記載状況を確認したところ、所要の記載がされていないものが一定数みられた。

（主な指摘事項等）

- ・ 正確な推計が困難として定性的な記載にとどめるのではなく、一定の仮定を置いた推計や幅をもった数量（上位値や下位値の設定等）を用いて効果及び負担を説明するよう求めるとともに、工夫して効果及び負担の定量化に努めている例を推奨事例として各行政機関に共有した。
- ・ 他の規制手段や非規制手段との比較結果を簡潔に記載し、当該規制手段を選択することの妥当性を説明することを求めた。
- ・ 規制の検討段階において、審議会等の場で評価の要素となる効果や負担に関する具体的な数値を示し議論を行っている例もあることから、積極的に評価の要素となる情報を活用することを求めた。

(注) 「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」については、令和6年3月に一部改正が行われているが、5年度の点検は改正前の内容に沿って実施

詳細は、総務省ホームページ（規制に係る政策評価の点検結果）参照（https://www.soumu.go.jp/main_content/000993079.pdf）

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

○ 目的

租税特別措置等に係る政策評価の点検は、毎年度の税制改正要望の際に各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施することで、税制改正作業に対し有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たすことを目的とするものである。

○ 点検活動の概要

令和6年度は、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価31件（7行政機関）を点検し、令和6年11月22日にその結果を取りまとめ、各行政機関及び税制当局に通知・公表した。

点検に当たっては、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。平成25年8月5日一部改正）において評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」及び「相当性」に重点を置き、点検項目として「達成目標」、「過去の適用数」、「将来の適用数」、「過去の減収額」、「将来の減収額」、「過去の効果」、「将来の効果」及び「他の政策手段」を設定した。

点検は、政府全体で進められているEBPMの取組も踏まえ、各項目について、適切な論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善がみられなかった場合、その点を課題として指摘することとした。

○ 点検結果の概要

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、各項目について分析・説明の内容に改善がみられたが、「過去の効果」及び「将来の効果」の分析・説明を中心に十分とは言い難い状況にあった。

また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていないものの割合を点検項目別にみると、達成目標は29.0%（9/31件）、過去の適用数は7.7%（2/26件）、将来の適用数は16.1%（5/31件）、過去の減収額は19.2%（5/26件）、将来の減収額は29.0%（9/31件）、過去の効果は34.6%（9/26件）、将来の効果は58.1%（18/31件）であった。

なお、分析・説明がされていない項目が残っている著しく不十分な評価書も5件あった。

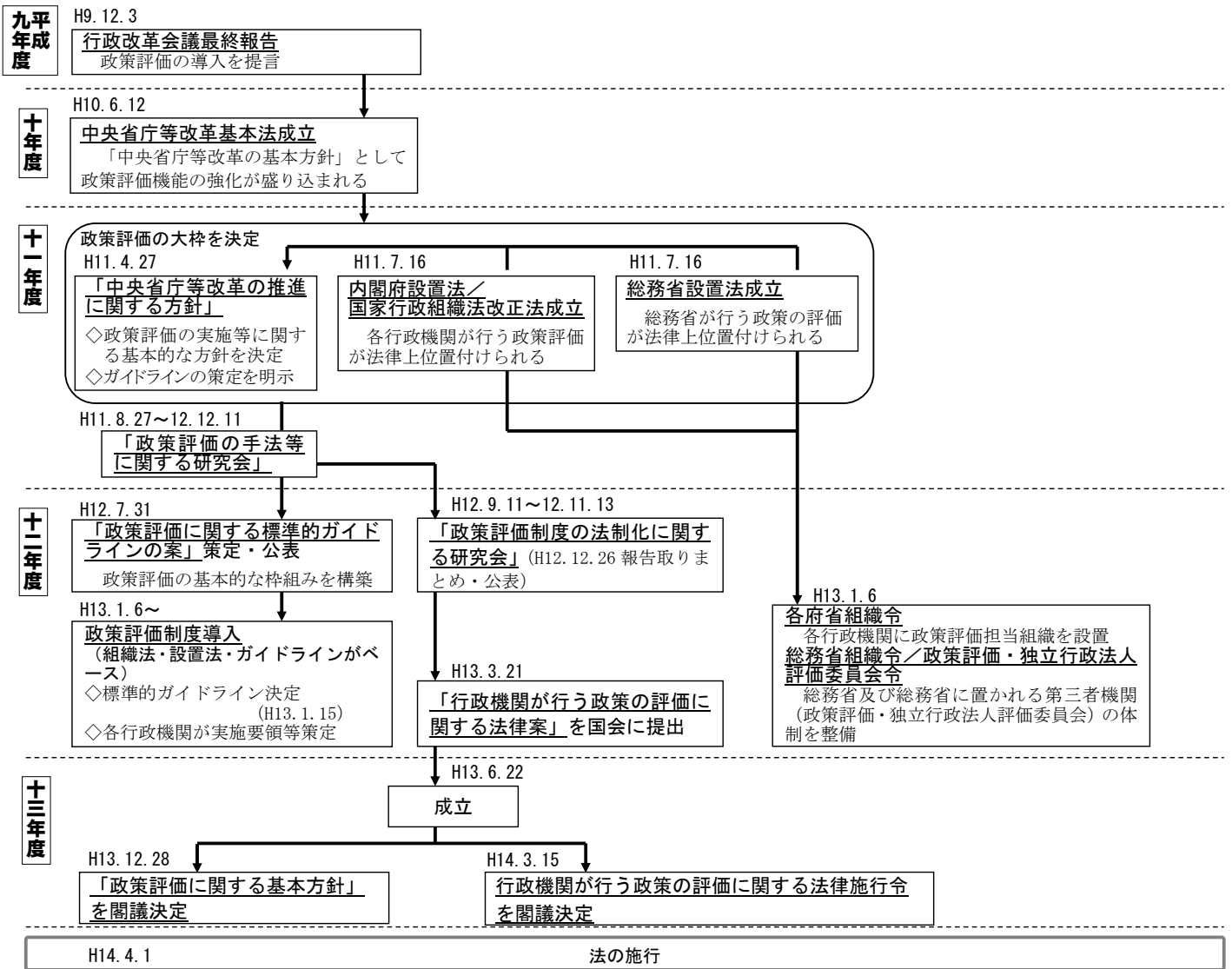
（主な指摘事項）

- ・ 租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であるかどうか、過去及び将来の適用数が僅少であることを踏まえた分析がなされていない。また、過去及び将来の効果（達成目標の実現状況）も定量的に示されておらず、租税特別措置等が達成目標の実現にどの程度寄与するのか明らかにされていない。
- ・ 達成目標が他の要因の影響を受けやすいなど適切に設定されておらず、また、将来の効果（達成目標の実現状況）も予測されていないため、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

詳細は、総務省ホームページ（租税特別措置等に係る政策評価の点検結果）参照（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_241122000177979.html）

IV 政策評価制度に関する主な経緯

1 政策評価制度に関する主な経緯



	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
十四年度		10,930 件	<ul style="list-style-type: none"> 個別テーマの勧告等 地域輸入促進に関する政策評価 (H15. 1. 28 意見通知) 容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価 (H15. 1. 28 意見通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 要件審査 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検
十五年度		11,177 件	<ul style="list-style-type: none"> リゾート地域の開発・整備に関する政策評価 (H15. 4. 15 意見通知) 障害者の就業等に関する政策評価 (H15. 4. 15 意見通知) 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価 (H15. 6. 6 意見通知) 特別会計制度の活用状況に関する政策評価 (H15. 10. 24 意見通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 個別審査 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検 内容点検 内容の点検の取組方針の検討・公表
十六年度	H16. 10. 1 ◇規制影響分析の試行的実施 (~19. 9. 30)	9,428 件	<ul style="list-style-type: none"> 経済協力(政府開発援助)に関する政策評価 (H16. 4. 2 意見通知) 検査検定制度に関する政策評価 (H16. 4. 2 意見通知) 少子化対策に関する政策評価 (H16. 7. 20 意見通知) 湖沼の水環境の保全に関する政策評価 (H16. 8. 3 意見通知) 留学生の受入れ推進施策に関する政策評価 (H17. 1. 11 意見通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 個別審査 総括的審査 法施行3年目の全体像を整理 認定関連活動報告 11 件 (公共事業・一般分野の政策)

制度の展開等

各行政機関が
行う政策評価

総務省が行う統一性又は総合
性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策
を評価

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳
格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対
する総務省による検証活動

法施行後3年経過

十七年度

H17.12.16

◇基本方針の閣議決定
(旧方針を全部改定)
◇「政策評価の実施に
関するガイドライン」の
策定

9,796件

大都市地域における大気環境の保全
に関する政策評価
(H18.3.31意見通知)

個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
初めて府省別に整
理・分析し、課題を提
示

認定関連活動報告
23件
(公共事業・一般分
野の政策)

十八年度

H19.3.30

◇法施行令の一部改正
◇基本方針の一部変更
→事前評価の義務付け対
象に規制を追加

3,940件

少年の非行対策に関する政策評価
(H19.1.30意見通知)

個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
府省ごとの課題の
改善状況を確認

認定関連活動報告
25件
(公共事業・一般分
野の政策)

十九年度

H19.8.24

◇行政機関が行う政策
の評価に関する法律
施行規則の制定
◇「規制の事前評価の実
施に関するガイドラ
イン」の策定

H19.10.1

◇規制の事前評価の義
務付け開始

3,709件

リサイクル対策に関する政策評価
(H19.8.10意見通知)

PFI事業に関する政策評価
(H20.1.11勧告)

個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
規制の事前評価に
ついて新たに点検

認定関連活動報告
47件
(公共事業・一般分
野の政策)

二十年度

H20.11.26

◇平成19年度政策評価
の重要対象分野の評
価結果等について公
表

7,088件

自然再生の推進に関する政策評価
(H20.4.22勧告)

外国人が快適に観光できる環境の整
備に関する政策評価
(H21.3.3勧告)

個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
点検項目の重点化

認定関連活動報告
5件
(公共事業：平成
19年度継続)
45件
(公共事業・一般分
野の政策)

二十一年度

H21.12.16

◇平成20年度重要政策
の評価の結果等につ
いて公表

H22.1.12

◇行政評価機能の抜本
的強化ビジョンにつ
いて公表

2,645件

配偶者からの暴力の防止等に関する
政策評価
(H21.5.26勧告)

世界最先端の「低公害車」社会の構
築に関する政策評価
(H21.6.26勧告)

個別審査
成果重視事業評価審査
規制の事前評価の審査
総括的審査
規制の事前評価に
ついて個別に点検

認定関連活動報告
4件
(公共事業：平成
20年度継続)
35件
(公共事業・一般分
野の政策)

二十二年度

H22.5.25

◇基本方針の一部変更

H22.5.28

◇法施行令の一部改正
◇「政策評価に関する情
報の公表に関するガ
イドライン」の策定
◇「租税特別措置等に係
る政策評価の実施に
関するガイドライン」
の策定

◇租税特別措置等の政
策評価の義務付け開
始

2,922件

バイオマスの利活用に関する政策評価
(H23.2.15勧告)

点検
※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理

成果重視事業評価審査 租税特別措置等評価の
点検 219件
規制の事前評価の点検 82件

・租税特別措置等評価について初めて点検
・公共事業に係る政策評価の平成22年度点
検分について、23年3月に東日本大震災が
発生したことを受け、翌年度まで継続して
点検

	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
二十三年度	H24. 3. 27 ◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正 ◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定	2,748 件	児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)	租税特別措置等評価の点検 165 件 規制の事前評価の点検 85 件 公共事業に係る政策評価の点検 (22 年度点検分) 52 件 公共事業に係る政策評価の点検 (23 年度点検分) 11 件
二十四年度	H24. 4～ ◇事前分析及び評価書の標準様式の導入	2,631 件	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)	租税特別措置等評価の点検 163 件 規制の事前評価の点検 35 件 公共事業に係る政策評価の点検 13 件
二十五年度	H25. 4. 26 ◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の改正 H25. 8. 5 ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正 H25. 12. 20 ◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定	2,559 件	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)	租税特別措置等評価の点検 221 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 11 件
二十六年度	H26. 4～ ◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入	2,432 件	消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)	租税特別措置等評価の点検 133 件 規制の事前評価の点検 66 件 公共事業に係る政策評価の点検 (25 年度点検分) 3 件 公共事業に係る政策評価の点検 (26 年度点検分) 18 件
二十七年	H27. 4. 1 ◇「政策評価審議会」の発足 →政策評価・独立行政法人評価委員会を改組	2,657 件	食育の推進に関する政策評価 (H27. 10. 23 意見通知)	租税特別措置等評価の点検 93 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件
二十八年		2,130 件		租税特別措置等評価の点検 71 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件
二十九年	H29. 7. 28 ◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正	2,126 件	グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)	租税特別措置等評価の点検 40 件 公共事業に係る政策評価の点検 7 件

制度の展開等

各行政機関が
行う政策評価

総務省が行う統一性又は総合
性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策
を評価

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳
格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対す
る総務省による検証活動

三十年度		2,670 件	<p>クールジャパンの推進に関する政策評価 (H30. 5. 18 勧告)</p> <p>農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 (H31. 3. 29 勧告)</p>	<p>租税特別措置等評価の点検 59 件 規制に係る政策評価の点検 112 件</p>
元令和度		2,247 件	<p>高度外国人材の受入れに関する政策評価 (R1. 6. 25 意見通知)</p> <p>女性活躍の推進に関する政策評価 (R1. 7. 2 意見通知)</p> <p>地籍整備の推進に関する政策評価 (R1. 12. 6 勧告)</p>	<p>租税特別措置等評価の点検 38 件 規制に係る政策評価の点検 120 件 公共事業に係る政策評価の点検 (30 年度点検分) 30 件 公共事業に係る政策評価の点検 (令和元年度点検分) 12 件</p>
二年度	R3. 3. 17 ◇政策評価審議会提言の取りまとめ	2,076 件	死因究明等の推進に関する政策評価 (R3. 3. 12 意見通知)	<p>公共事業に係る政策評価の点検 22 件 規制に係る政策評価の点検 195 件 租税特別措置等評価の点検 42 件</p>
三年度		2,227 件	外来種対策の推進に関する政策評価 (R4. 2. 15 意見通知)	<p>規制に係る政策評価の点検 156 件 租税特別措置等評価の点検 30 件</p>
四年度	<p>R4. 5. 31 ◇政策評価審議会提言の取りまとめ</p> <p>R4. 12. 21 ◇政策評価審議会答申の取りまとめ</p> <p>R5. 3. 28 ◇基本方針の一部変更</p> <p>R5. 3. 31 ◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p>	2,355 件		<p>規制に係る政策評価の点検 182 件 租税特別措置等評価の点検 43 件</p>
五年度	<p>R6. 3. 15 ◇「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」の策定 ◇「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部改正</p>	2,504 件	不登校・ひきこもりの子ども支援に関する政策評価 (R5. 7. 21 意見通知)	<p>規制に係る政策評価の点検 298 件 租税特別措置等評価の点検 36 件</p>

制度の展開等

各行政機関が
行う政策評価

総務省が行う統一性又は総合
性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策
を評価

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳
格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対す
る総務省による検証活動

六年度

R7.1.14

◇「効果的な政策立案・
改善に向けた政策評
価のガイドライン」
の改定

2,409 件

規制に係る政策評価の点検 177 件
租税特別措置等評価の点検 31 件

